

介護保険事業者の手引

目次

※この手引は「指定居宅サービス・指定地域密着型サービス・指定介護予防サービス・指定地域密着型介護予防サービス及び指定居宅介護支援(以下指定介護サービスとする。)」の指定後の手続きに関する手引です。

1 事業所指定について.....1	7 事業の再開.....3
○指定介護サービス事業所種類及び申請 窓口	○事業の再開の届出について
2 指定後の運営.....2	8 指定の更新.....3
○関係法令に関すること	○指定の更新申請について
○関連手続き	9 指導、監査等.....4
3 指定(更新)可否決定通知書.....2	○指導について
○指定等可否決定通知書の取り扱いについて	○監査について
4 公示.....2	10 勧告、命令、指定取消等.....4、5
○公示の範囲	○勧告、命令、指定取消等について
5 事業所情報等の変更.....3	11 加算等に関する届出.....5
○変更の届出について	○加算等に関する届出について
6 事業の廃止・休止.....3	12 介護保険事業に係る事故報告について.....6
○廃止・休止の届出について	13 船橋市ホームページについて.....6、7
	○船橋市ホームページのご案内
	○各ページのご案内



1 事業所指定について

指定介護サービス事業所種類及び申請窓口

サービスの種類	申請受付窓口
<ul style="list-style-type: none"> ○指定居宅(予防)サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・(介護予防)訪問入浴介護 ・(介護予防)訪問看護 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・(介護予防)居宅療養管理指導 ・通所介護 ・(介護予防)通所リハビリテーション ・(介護予防)福祉用具貸与 ・特定(介護予防)福祉用具販売 ○指定地域密着型(予防)サービス <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ○指定居宅介護支援 	<p>健康福祉局 福祉サービス部 指導監査課 指導監査第三係</p> <p>【郵送先】 273-0011 千葉県船橋市湊町2-8-11 船橋市役所別館2階 指導監査課 指導監査第三係</p> <p>【連絡先】 TEL047-436-2782 FAX047-436-2139</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○指定居宅(予防)サービス <ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)短期入所生活介護 ・(介護予防)短期入所療養介護 ・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ○指定地域密着型(予防)サービス <ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ○指定介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 	<p>健康福祉局 福祉サービス部 指導監査課 指導監査第二係</p> <p>【所在地】 273-0011 千葉県船橋市湊町2-8-11 船橋市役所別館2階 指導監査課 指導監査第二係</p> <p>【連絡先】 TEL047-404-2712 FAX047-436-2139</p>



2 指定後の運営

関係法令に関すること

人員、設備及び運営に関する基準等を遵守してください。また、介護保険法以外の法令に基づく届出等についても、基準等を注視し、遵守してください。

実地指導又は監査時等に基準等に違反があることが判明した場合、報酬の返還、指定の取り消し等の対象となる場合があります。

関連手続き

- 老人福祉法に基づく届出
 - 生活保護法に基づく手続き
 - 介護給付費の請求・受領に関する手続き
 - 給食
 - 衛生関係
 - 消防
 - 建築、用途変更、市街化調整区域
- ※例示した手続きがすべてではありません。その他必要な事項について確認してください。



3 指定(更新)可否決定通知書

指定等可否決定通知書の取り扱いについて

指定等の申請を行ったときは、可否決定通知書を送付します。

この決定通知は再発行いたしませんので、取扱いには注意してください。



4 公示

公示の範囲

- 下記の1～4の場合は介護保険法(以下、法)に基づき公示します。
- 1、法第41条第1項等の指定をしたとき
 - 2、法第75条第2項等の規定による事業の廃止の届出があったとき
 - 3、法第76条の2等に基づく勧告に係る措置をとらなかったとき
 - 4、法第77条第1項等の規定により指定の取り消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき



5 事業所情報等の変更

変更の届出について

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に、市に届け出る必要があります。

事前に連絡が必要な場合

- ・事業所の市内移転。
- ・事業所名称の変更や移転により、事業所番号が変更になる場合。
- ・事業所(施設)の建物の構造、平面図の変更。
- ・利用者、入所者、又は入院患者の定員の変更。

※船橋市内から他縣市町村へ所在地を変更する場合

→1月前までに船橋市指導監査課へ「指定居宅サービス事業者等廃止・休止届出書」を届出し、事業所移転先の指定権者へ新規指定申請を行う



6 事業の廃止・休止

廃止・休止の届出について

事業を廃止又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに市に届け出る必要があります。



7 事業の再開

事業の再開の届出について

休止後に事業を再開する場合は、再開した日から10日以内に市に届け出る必要があり、届出の受付は対面方式で行います。

再開に当たっては事前協議を行いますので、再開する日の1か月前までにご連絡ください。



8 指定の更新

指定の更新申請について

介護保険法に基づく事業者の指定は、6年ごとの指定の更新を受ける必要があります。指定の更新を受けない場合、期間の経過によって指定の効力が失われます。



9 指導、監査等

指導について

指導とは、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、指定介護サービス事業者が行うサービスの質の確保並びに保険給付の適正化及び利用者の保護を目的として実施するものであり、実地指導及び集団指導があります。

○実地指導

…サービスの質の確保と向上、適正な介護報酬請求の確保のため、各事業所にて実施します。

○集団指導

…介護保険制度の周知及び理解の徹底のため、概ね年1回全指定事業者を対象に、講習会方式により実施します。

監査について

監査は、介護給付費等対象サービスの内容について、行政上の措置(勧告・命令・指定の取り消し等)に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは不正が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置をとることを目的に行います。



10 勧告、命令、指定取消等

勧告、命令、指定取消等について

市長は、監査を行った結果、指定介護サービス事業者が基準に従って適正な事業運営を行っていないと認められる場合、期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告することができます。また、勧告を受けた事業者が正当な理由なく勧告された措置をとらないときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命令することができます。

また、指定介護サービス事業者が以下の事由に該当する場合は、指定の全部若しくは一部の効力の停止又は指定の取消しを行うことができます。(以下は指定居宅サービス事業者の事由であり、その他サービスについては以下を参照)

【介護保険法】

(指定の取消し等)

第七十七条 中核市の市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号から第五号の二まで、第十号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十号の二(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十一号(第五号の三に該当する者であるときを除く。)又は第十二号(第五

- 号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定居宅サービス事業者が、第七十条第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。
 - 三 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。
 - 四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
 - 五 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。
 - 六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
 - 七 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 八 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 九 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。
 - 十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
 - 十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十二 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
 - 十三 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。



11 加算等に関する届出

加算等に関する届出について

新規申請時に、届け出た介護給付費算定に係る体制等に関する届出書類の内容について、変更(加算、減算)がある場合、加算については原則として月の前月 15 日までに、減算については随時届出が必要となります。

※(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護は算定する月の1日までに受理されることが必要になります。

※加算の要件を満たさなくなった場合は速やかに届け出てください。



12 介護保険事業に係る事故報告

介護保険サービスの提供中に事故が発生した場合は、当該被保険者のご家族及び当該被保険者に係る居宅介護支援事業者等への連絡と同時に、保険者(市)への報告が必要となります。

「船橋市介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱い要領」に基づき、次に該当する場合は事故報告が必要となります。詳細はホームページをご確認ください。

報告の範囲

1. 介護サービス提供時の利用者のけが等の事故の発生
2. 利用者の離脱(徘徊・行方不明)
3. 食中毒及び感染症等の発生
4. 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生
5. 災害、その他報告が必要と認められる事故等の発生



13 船橋市ホームページについて

船橋市ホームページのご案内

各種申請等の詳細及び申請書式については、船橋市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

○[船橋市ホームページ](#) 【[トップ](#) > [産業・事業者向け](#) > [福祉・子育て支援事業者](#) > [高齢者福祉サービス事業者](#)】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/index.html

各ページのご案内

○[指定申請\(居宅介護支援・居宅サービス\)](#) 【 > [居宅サービス事業者の指定・届出](#) > [指定申請\(居宅介護支援・居宅サービス\)](#)】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p017162.html

○[居宅\(予防\)サービス、居宅介護支援、総合事業等 指定等様式](#) 【 > [居宅サービス事業者の指定・届出](#) > [居宅\(予防\)サービス、居宅介護支援、総合事業等 指定等様式](#)】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p019913.html

○[指定の更新\(居宅介護支援・居宅サービス\)](#) 【 > [居宅サービス事業者の指定・届出](#) > [指定の更新\(居宅介護支援・居宅サービス\)](#)】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018041.html

○[指定申請について\(地域密着型サービス\)](#) 【 > [地域密着型サービス事業者の指定・届出](#) > [指定申請について\(地域密着型サービス\)](#)】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p017164.html

○指定の更新(地域密着型サービス) 【 > 地域密着型サービス事業者の指定・届出 > 指定の更新(地域密着型サービス)】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p065212.html

○変更届(居宅介護支援・居宅サービス) 【 > 居宅サービス事業者の指定・届出 > 変更届(居宅介護支援・居宅サービス)】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018136.html

○地域密着型サービス事業所の変更届出 【 > 地域密着型サービス事業者の指定・届出 > 地域密着型サービス事業所の変更届出】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001857.html

○休止届・廃止届・再開届(居宅介護支援・居宅サービス) 【 > 居宅サービス事業者の指定・届出 > 休止届・廃止届・再開届(居宅介護支援・居宅サービス)】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p020503.html

○休止届・廃止届・再開届(地域密着型サービス) 【 > 地域密着型サービス事業者の指定・届出 > 休止届・廃止届・再開届(地域密着型サービス)】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p020504.html

○介護給付費算定に係る体制等に関する届出(居宅介護支援・居宅サービス・総合事業) 【 > 居宅サービス事業者の指定・届出 > 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(居宅介護支援・居宅サービス・総合事業)】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018130.html

○介護給付費算定に係る体制等に関する届出(地域密着型サービス) 【 > 地域密着型サービス事業者の指定・届出 > 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(地域密着型サービス)】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001860.html

○実地指導の実施について(訪問・通所系サービス) 【 > 指導監査等 > 実地指導の実施について(訪問・通所系サービス)】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/07/p024397.html

○実地指導の実施について(入居・入所系サービス) 【 > 指導監査等 > 実地指導の実施について(入居・入所系サービス)】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/07/jizendownload.html

○介護保険事業に係る事故報告 【 > 高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項 > 介護保険事業に係る事故報告】

☞ https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p016596.html